

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年4月27日 13時26分ごろ
発生場所	京浜港横浜第2区本牧ふ頭C突堤7号岸壁 横浜本牧防波堤灯台から真方位232° 1, 230m付近 (概位 北緯35° 26.2′ 東経139° 40.8′)
事故の概要	コンテナ船 ^{ハリヤー} HARRIERは、入港操船中、岸壁係留中の貨物船 ^{きよはま} 清浜丸に衝突した。
事故調査の経過	令和3年5月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 HARRIER（バハマ国籍）、9,971トン 9460057（IMO番号）、LEGENDA MARITIME S.A.、興徳 海運株式会社（船舶管理人） B 貨物船 清浜丸、499トン 141070、鈴與株式会社、鈴与海運株式会社（船舶管理 人）
乗組員等に関する情報	A 船長（フィリピン共和国籍）、免状不詳 B 船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aほか16人（全員フィリピン共和国籍）が乗り組 み、船長Aが、北北東に延びる本牧ふ頭C突堤8号岸壁（以下「本牧 ふ頭」を省略する。）に着岸して荷揚げを行う目的で、C突堤対岸の D突堤北端を左舷側に見るところで、南南西進を始めた。 船長Aは、C突堤8号岸壁の北北東方に隣接するC突堤7号岸壁に 係留中のB船の左舷船尾付近との並行距離が約50mとなる進路とし て約2.6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）でC突堤8号 岸壁に向けて航行中、南東風に圧流され、A船の右舷中央部がB船の 左舷船尾部と衝突した。 B船は、船長Bほか4人が乗り組み、C突堤7号岸壁で荷役作業を 終了し、同岸壁右舷横着けからの出港準備中、船長Bが、A船が接近 してくるのを認めたものの、どうすることもできず、A船がB船に衝 突した。
分析	A 船は、風力4の南東風が吹く状況下、入港操船中、船長Aが、C

	<p>突堤 7 号岸壁に係留中の B 船の船尾付近との並行距離が約 50 m となる進路として約 2.6 kn の速力で C 突堤 8 号岸壁に接近したことから、南東風に圧流され、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、C 突堤 7 号岸壁に係留中、A 船が B 船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、風力 4 の南東風が吹く状況下、A 船が入港操船中、B 船が岸壁係留中、船長 A が、B 船の船尾付近との並行距離が約 50 m となる進路として約 2.6 kn の速力で C 突堤 8 号岸壁に接近したため、南東風に圧流され、B 船と衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、入港操船中、風等の圧流を考慮して他船との安全な距離を確保すること。